

京都大学再生医科学研究所任期制教官の再任審査に関する内規

(平成十四年七月十八日協議員会決定)

第一条 京都大学教官の任期に関する規程に基づき任用された教官(以下「任期制教官」という。)で再任を希望する者には、再任審査を行う。

第二条 任期制教官で再任を希望する者は、任期満了の12か月前までに書面により所長に申請しなければならない。

第三条 前条に基づき再任を申請した者(以下「再任申請者」という。)は、次に掲げる書類を前条の申請後1か月以内に所長に提出しなければならない。

- 一 任期中(終了時までの見込みを含む。以下この条において同じ。)の学術的業績
- 二 任期中の学内の教育及び行政への貢献に関する報告書
- 三 任期中の社会的貢献に関する報告書
- 四 その他前三号の評価に関し必要な資料
- 五 再任後の研究計画書

第四条 前二条に規定する日までに所定の書類の提出がなかった場合、任期制教官の身分は任期の末日をもって終了する。

第五条 所長は、第三条に基づく書類の提出があったときは、当該任期制教官の再任審議に関する外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置し、再任申請者の学術的業績、学内の教育並びに行政への貢献、社会的貢献及び再任後の研究計画に関する評価を求めるものとする。

- 2 委員会は、委員若干名で組織する。
- 3 委員会の委員は、協議員会の承認を得て、所長が委嘱する。
- 4 協議員は、委員となることができない。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第六条 委員会は、再任申請者の評価について、任期満了の7か月前までに所長に報告するものとする。

第七条 所長は、委員会による評価結果を再任申請者に開示しなければならない

い。

- 2 評価結果の開示は、再任の可否の審議を行う協議員会の2週間以前に行うものとする。

第八条 再任申請者は、委員会による評価結果について意見書を所長に提出することができる。

- 2 意見書は、前条第2項の開示後2週間以内に提出しなければならない。
- 3 所長は、意見書の提出があったときは協議員会に提出しなければならない。

第九条 協議員会は、委員会による再任申請者の評価に基づき、再任の可否について審議決定する。

- 2 協議員会は、前項の審議決定に際して、第三条に掲げる再任申請者から提出された書類及び前条の意見書を参考にするものとする。

第十条 前条第一項の協議員会は、協議員（外国出張中の者を除く。）の三分の二以上の出席がなければ開会することができない。

- 2 再任申請者は、再任の審議及び可否の投票に参加することができない。

第十一条 再任を可とする投票は無記名投票とし、再任を可とする投票数が投票総数の過半数に達しない場合、再任を認めない。

第十二条 協議員会及び委員会は、再任申請者の出席を求め、評価に必要な情報の提供を求めることができる。

第十三条 再任の可否決定は、任期満了の6か月前までに行なうものとする。ただし、特別の事情により再任の可否決定を行うことが困難なときは、再任申請者の同意を得てこの期日を変更することができる。

第十四条 分野主任以外の任期制教官の再任審査については、教授会に委任する。

- 2 教授会の行う再任審査においては、外部評価委員会にかかる部分を除き本内規を準用する。

以下 附則は省略